

惣村文書の性格

——今堀日吉神社文書の分類をめぐって——

仲
村
研

目次

はじめに

一 惣荘関係文書

1 商業関係文書

(1) 商業掟

(2) 四本商人

(3) 商論文書

2 農業関係文書

二 惣村関係文書

1 村掟

2 対他郷関係文書

3 神事関係文書

(1) 直物納状

(2) 勸進帳

(3) 神仏事算用状

- (4) 神田島納帳・目錄
- (5) 売券・寄進状
- 4 検地関係文書
- おわりに

はじめに

今堀日吉神社文書の未整理文書のなかに、つぎのような文書がある。未整理文書とはいっても、一号から十七号に仕分けられており、滋賀大学経済学部附属史料館においても、この順序に裏打ちされ、冊子に綴じこまれ保管されていたので、今回、私は『今堀日吉神社文書集成』の編集にあたって、全文書に通し番号をうち、かつ未整理文書何号何通と表示するようにした。

保元式 明治廿八年迄七百三十九年

後白川天皇 元禄元 明治廿八年迄
式百八年

永禄四 明治廿八年迄三百三十五年

応永廿三年 明治廿八年迄四百七十九年ニ成ル

永享十年 明治廿八年迄四百五十七年ニ成ル

永正七 明治廿八年迄三百八十六年

寛正二の明治廿八四百三十五年

長享元の明治廿八迄四百六年四百三年

天文十の明治廿八迄三百五十五年

延徳武の明治武八迄四百六年ニ成ル

康正二の明治廿八迄四百四十年

(逆考)

鍵札 文明十八年以前四百拾四年当明治廿八年迄
延享百五拾三年 当今年

この年数算用覚(九三〇号)は全文朱書で「」の部分^レは天地が逆に書かれている紙片である。この覚書の作成時点は明治二十八年で、何か必要があつてか、文書の曝涼のさいか、いづれか定かではないが、文書に記された年次より明治二十八年まで何年を経過しているかを調査し記録したものである。

保元二年(一一五七)とは、今堀日吉神社が厄除けとして保管してきた後白河天皇の手印の宣旨(院宣ともいわれている)の成立年代であり、永祿四年(一五六一)、応永二十三年(一四一六)、永正七年(一五二〇)、長享元年(一四八七)より同三年、天文十年(一五四一)、延徳二年(一四九〇)、文明十八年(一四八六)はすべて神田納帳、神田年貢目録、神主渡日記などの作成された年次である。永享十年(一四三八)は、今堀衛門太郎、今堀左近三郎、今堀道法、今堀兵衛三郎より各々十禅師、今堀惣中、今堀神田、今堀惣へと田島が寄進、売却された年次である。寛正二年(一四六一)は今堀茶屋右馬二郎が惣へ島を売却した年次であり、康正二年(一四五六)は今堀永泉禅尼とその子道真が今堀如法経道場、葉師堂、十禅師へ各々得分を寄進した年次である。延享年間(一七四四〜四八)

に該当するものは、延享二年（一七四五）十二月二十一日の宮座長衆中・両役人衆中に宛てた久三郎荒所實請一札（七三五号）しかない。いずれにしても、明治二十八年に記録された年次は、覚書の筆者が今堀の日吉神社に保管されている文書のうち、神田納帳・神田年貢目録などの冊子と、今堀惣や宮座宛の寄進状、売券などを一覽し、朱筆で書き留めたものであることは疑問の余地のないところである。朱筆の使用は多くの場合、文書の整理のさいに整理番号を付したり、注記を付すさいに使用するから明治二十八年には今堀日吉神社文書が何らかのかたちで整理されたものと推定されるのである。

一説によると、今堀日吉神社文書は神社の奥深く、いわゆる「あけずの箱」に入れられたままになっていたのを、中川泉三氏が大正初年の『近江蒲生郡志』編纂のさいにはじめて発見したものと伝えられている。たしかに中川氏の発見によってこの文書が一躍、日本中世社会経済史の格好の素材となったことは事実であるが、しかし、中川氏の発見前に今堀の村人が文書の存在を全然存知していなかったとするのは、明治二十八年に作成された覚書からしても否定されねばならず、未整理文書中、年号を付した文書の最下限は嘉永七年（一八五四）であり、「あけずの箱」は必要に応じて開けられ、宮座関係文書などが搬入されたのである。また入会山・採草地の分割には中世の慣行が調査された形跡があり、その都度、必要な文書が搬出されて証拠書類とされたのである。

現在、今堀日吉神社文書は滋賀大学経済学部附属史料館保管の整理分六二四点、未整理分三三二点、今堀日吉神社八人衆保管文書四点、未整理補遺二点の計九五二点で、年代の上限は貞永二年（一二三三）から嘉永七年（一八五四）を下限とする六二一年間の文書が保管されている。本稿では、これらの文書のうち整理分の性格について論及するが、今堀日吉神社文書の史的な性格を明確にすることは、この文書を素材とする近畿地方における中世後期の村

落、惣村の構造の分析とは別に、惣村の歴史的な具体像をわれわれの目前に提示すると考えられるからである。

脇田晴子氏は一九六〇年に得珍保・今堀郷研究にとって画期的な論文を発表された。脇田氏の主題は、中世商業の特質を究明することにあつたが、作業の前提として今堀日吉神社文書の史料性格を明確化し、とくに、「惣の共有史料である当文書を、荘園文書等、領主側に残された他の文書と同様に取扱われた点に、その欠陥の原因を有すると思われるからである」として、神田納帳などの帳簿の史料的限界を指摘され、「この帳簿の記載を分析することによって、領主延暦寺、今堀日吉社の支配構造を考察することはできないのである」とされた。脇田氏はこの結論を引き出すのに先だつて、今堀日吉神社文書を四つに分類する。すなわち、

一、土地帳簿類および地券類（「土地帳簿類は、今堀十禅師社の神田島を中心とするもので、地券類は、神田島に流入した土地の売券、寄進状等、手継文書類である」）

二、対領主関係文書（「荘園領主たる山門の今堀郷に対する、井溝等に関する下知状、在地領主たる六角氏の部将の陣夫催促状、および、それらに対する今堀郷民の書状等である」）

三、惣・宮座関係文書（「今堀郷に関する宮座、惣関係文書である」）

四、商業関係文書（「今堀郷を含む保内商人と、他郷の商人との間における争論関係文書である」）

と分類される。そして、四の文書の保存理由について「ここで分析の対象となる商業関係文書が、何故今堀郷に、正しくいえば、今堀日吉神社に、保管されるにいたつたか、その理由は明らかではない。今堀十禅師日吉社が、保内商人の団結の紐帯となつたという証跡も得られない。しかも、この商業関係文書と他の文書との間には、何の連関も示さないのである。ただ一つ考えられることは、後述するごとく、戦国期においては、塩宿年貢銭收取の権利は、今堀

惣が領有するものとなっていたというから、ある程度、保内商人中において、今堀商人が有力であったのではないかということ推察しうるのであるが、その事実から、保内商人共同の文書を今堀商人が管理し、それが今堀郷惣の共有文書の中に混入されたものと考えるか、または、それぞれの各郷の商人が、重要文書の写しをもって、偶然に今堀郷のものが残されたのではないかと考えるか、そのいずれかであろう」とされた。

今堀日吉神社文書を素材とする研究は、脇田氏以前に数多くあるが、文書の分類、文書の残り方についての論究は、脇田氏が最初である。脇田氏のこの論究は当然といえば当然であるが、その当然のことがなされていなかったところに、得珍保・今堀郷研究の盲点があった。史料批判の大前提となる、文書がどうしてそこにあるのか、という問題を提起され、その理由を脇田氏なりに考察されたことは、荘園領主側に保管されている文書と異なり、惣村共有文書という性格上、きわめて重要である。

丸山幸彦氏は脇田氏の四つの分類を一步進めて、次のように分類された。³⁾すなわち、丸山氏は「この文書が質的に異なった二つの文書群により構成されている点を、脇田氏は見落されている。その一つは得珍保関係文書であり、他の一つは今堀郷関係文書である」として、

一、得珍保関係文書

(イ) 荘園支配関係文書 (ロ) 野方散田関係文書 (ハ) 保内商業文書

二、今堀郷関係文書

(イ) 今堀神田納帳 (ロ) 土地売券及び寄進状 (ハ) 惣・宮座関係文書 (商業関係文書を含む)

細部においては若干の問題があるにしても、得珍保関係と今堀郷関係とに分類されたことは、脇田氏の分類をさら

に進展させるものとして高く評価できるのである。ただ丸山氏は、脇田氏の提起された疑問、すなわち、保内商業関係文書が今堀郷に残存しているかについては、全く触れておられない。私は脇田・丸山両氏の分類に導かれて、文書の残り方の諸特徴について考え、今堀日吉神社文書の性格を検討するなかで、惣村文書（惣共有文書）の歴史的位置に言及したい。

- (1) 一九四一年（昭和十六年）十月に京都帝国大学文学部国史研究室が作成した『滋賀県蒲生郡中野村今堀村日吉神社文書目録』には、改一号から改四十一号、後発見一号から後発見五号まで六二四点があげられているが、正確には六三七点が数えられている。「改」とされたのは、京都帝国大学での整理以前に、東京帝国大学史料編纂所で整理がなされたが、それを更改して整理しなおしたという意味がこめられていると思われる。現在でも東京大学史料編纂所の影写本の配列と京都大学文学部陳列館のそれとは大いに異なっているが、滋賀大学経済学部附属史料館保管の原本の配列は、京都大学の配列順であり、現在、進行中の『今堀日吉神社文書集成』の編集もこれに従っている。ただし滋賀大学の配列は裏打ち整理作業中、一部が順序を逆にしたり、冊子の丁が異動しているので、研究者は注意しなければならない。
- (2) 脇田晴子「中世商業の展開——今堀日吉神社文書を中心に」『日本史研究』第五十一号 一九六〇年。のち同氏著『日本中世商業発達史の研究』付論Ⅱに収められている。

- (3) 丸山幸彦「中世後期荘園村落の構造——今堀郷における村落共有田の形成を中心に——」『日本史研究』第二二六号 一九七一年。

一 惣 荘 関 係 文 書

先に述べたように、丸山幸彦氏は脇田晴子氏の分類を一步進めて、得珍保関係文書と今堀郷関係文書とに分類された。この分類は畿内とその周辺地域の惣村共有文書を分類する場合、基本的な分類の方法であると考ええる。得珍保は偶々荘園を単位とする商業座のあるところから今堀郷という地域の枠を超えた荘園規模の領域にかんする文書が残存しているとも考えられるが、実際上は商業座の有無とはかかわりなしに、ごく一般的にあって、荘園と惣村とが立体

的に重なりあって存在する（惣荘と惣村との二重構造）地域にあっては、惣村共有文書の中には量の多少はあるにしろ、莊園関係文書と惣村関係文書の二種類の文書があるのが普通である。ただし、近江国菅浦の惣村共有文書のように、莊園の地域が惣村のそれそのものであるという場合には、右の分類は厳密には適用され難い面のあることを留意しなければならない。

今堀郷惣中と得珍保惣分との関係を示し、文書の残存のあり方を暗示する文書を紹介しよう。この文書については先に詳細に言及しておいたので、必要部分のみ指摘することにする。

就今度九里半公事之儀、惣分江御合力之儀を申入候處仁、少事酒ノ代ヲ預御扶持候、衆悦候、於向後諸商買之中仁何様之御公事出来候而、出錢雖有之、引此例、以後一言之子細申間敷者也、仍為以後、衆儀メ堅定所之状如件、

享祿貳年己丑十二月四日

今堀郷
惣中（花押）

この文書（二〇号）は今堀郷惣中が衆議決定事項を得珍保商人惣分＝保内商人惣分に宛てたものである。すなわち、近江今津と若狭小浜間の九里半街道の商品搬送にかんして訴訟が惹起し、その訴訟について今堀郷惣中が少々「酒ノ代」を保内商人惣分に請求したところ、保内商人惣分はこれを支給したのである。これについて今堀郷惣中は将来「諸商買之中」に訴訟問題が惹起し、金銭の必要が生じた場合でも、「酒ノ代」を支給されたという前例を引用して保内商人惣分に金銭の支給を要求しない、というのである。ここにおいて、今堀郷惣中は「諸商買之中」とほぼ同一の法人格であり、この定書は「諸商買之中」＝今堀郷惣中が保内商人惣中に九里半訴訟の経済的な援助を要求した文書であることが明らかになった。しかも、今堀郷惣中の花押があって正文であるところから、記されていないも

の、宛先の保内商人惣分に保管されたものが、今堀郷の十禪師権現に残存し、現在の今堀町の日吉神社に継承されたものと考えられるべきである。もちろん、花押のある正文が控として保存される場合もあるが、後述のごとく、ここでは保内商人惣分に宛てられたものが保管されているとの見方が正しい。

保内惣荘のものか、今堀惣中のものか、その分類の仕方は、厳密な検討を要するものもあるが、ここで惣荘関係文書、惣村関係文書とに分類し、各々をより詳細に仕分け検討しよう。

1 商業関係文書

惣荘関係文書は大別して商業関係文書、農業関係文書に分類することができる。そして商業関係文書は、(1)商業掟、(2)四本商人文書、(3)商論文書とに細分することができる。

(1)商業掟

四郷定條目之事

一 商買可行者、百文宛庵室持出、帳ニ付可者也、萬一不經入仁在者、為郷三百文可為各、(各)

この条目(三六四号)は得珍保を構成する上四郷、下四郷のうち、下四郷(野々郷、野々川、野方、畑方ともいう)七か村(金屋、中野、今在家、今堀、小今在家、蛇溝、東破塚)の商人に得珍保商人(保内商人、野々郷商人)が、商売に出向くときは庵室に百文を納入し、記帳することを義務づけており、これに違反する者は三百文の罰金を課すというのである。この掟は保内商業の構成と商業のあり方を推測するのに貴重なものであるが、現在、なぜ今堀日吉神社に得珍保関係、保内商業関係文書が残存したのかを暗示してくれる文書でもある。すなわち、この庵室は近

在の成願寺、石塔寺からの聖が今堀十禪師、如法経道場などでの行事をおこなうため一定期間定住したところであり、十人前後の人数の寄合場所ともなり、現在の今堀日吉神社の境内にあった。その庵室において保内商業の事務をおこなっていることが右の掟から判明する。したがって、事務は商売に向く保内商人から一種の商業税を徴収するだけではなく、保内商業にかんする事務一切、たとえば他商人との紛争、裁判などの書類作成、関係書類の保管業務などもおこなったと思われる。そして保内商業にかんする業務一切にとどまらず、その他得珍保にかかわる農業、入会林野、領主支配関係文書に至るまで集中されている。それは得珍保内における山門支配の拠点が、今堀にあったと思われ、恐らく今堀庵室が商業事務とともに保内沙汰人と呼称される人々によって莊務全般をおこなうところとなつたと推定されるのである。これは暫く措くとして商業掟にもどらう。

任先規旨、相定諸商賣之事

一 座人之事、任先規旨、日野塩一駄定三ツ之内、山越荷無候者、一ツ可去候、

一 日々仁京上者、堅とゝむへく候、山越者、かまと一間に馬一疋可有候、若二人行人有ハ、一人かちにてはたらくへく候、

一 一家子者、堅可停止候、

一 さいふ替錢者、堅可停止候、

一 あひ谷・甲津畑によらず、座人之馬上者、山越商人たゝ返すへからず候、

一 山越之向買者、堅停止候、

右定条々如件、

永正五年戊十二月廿一日

南郷

(六〇〇号)

近江の伊勢山越商人は、小幡・石塔・沓掛・保内のいわゆる四本商人によって構成されているが、この掟の作成の主体（掟の形式から南郷は宛先ではない）である南郷は、保内下四郷（野々郷のうち佐々木道より南の今堀・蛇溝・東破塚の三か村を指すと思われるから、四本山越商人のうち保内商人レベルで掟を作成し、さらにこれを徹底させるため保内商人のうちの南郷商人の名において作成せしめたのである。掟の各条については先に解説したのでここでは省略する。

定 山越衆掟条々事

一 於市町者、不寄理非、刀拔打擲仕者^仁躰在之者、堅商買可被停止之事、

一 山越衆路次并津湊ニテ刀拔、又者、パウ以已下、人ヲ打擲シ、喧嘩仕出仁、於在之者、末代山越義可相留事、

一 於市町、賣買仕候仁打拔候而、於以後、不数足由、被申懸族在之者、売買中堅可被停止事、

右先規ヨリ条々掟雖有之、猶重而定^被。置所也、仍於向後者、守此状者也、仍為衆儀定所如件、

大永七年丁五月四日

山越衆中

この山越衆中の掟（六二号）は明らかに四本商人の規約である。その内容は商業上の秩序を破壊する商人の四本山越衆中からの排除であり、そこには商人として遵守すべき商人道の成立すら見られるものである。この掟は先に四本衆中全体で定めたものであったが、十分に遵守されなかったためか、再度これを規定し（あるいは再確認し）、今後

遵守すべきことを衆議によって決定しているのである。そしてこれを保内に持ちかえり、条目遵守の徹底かたが保内商人に指示されたものと思われ、そのさい作成された文書がこれであろう。

以上のことから、保内商人の商業にかんする掟は、保内商人独自のものと、四本商人のものとの二つに分類されるであろう。

(2) 四本商人文書

右にみたように、保内商人は野々郷商人ともいわれ、四本商人のひとつを構成したが、四本商人を代表する立場にあったがゆえに、四本商人にたいする守護の指令文書などは、保内商人の手元に保管され、今堀十禅師に残存することになったのである。

猶々かたく御たつねニ付而、此分しるし進上申候、其分御心得可給候、

其方足子当国ニ有分預御尋候間、大方日記仕候て進之候、

丹生川にてハ

又治郎
同孫兵衛
彦六

いしくれ

七郎

なはつたに

与市

(中略)

田光ニ

杉谷屋
小五郎
次郎衛門

一我等おうちの代の時よりも、今者三十人はかりもすくなくなり申候、其方より御たつねニ付而、大方此分しるし進之候、何様罷上候て可申入候、恐々謹言、

拾貳月二日

丹生川

太郎兵衛（花押）

四本
商人中
参

この文書（六七号）は書状の形式をとっており、内容は四本商人から伊勢国における四本商人の足子の員数を尋問されたことにたいする返答で、十八人の足子の交名を記し、返書を書留めた丹生川太郎兵衛は、祖父の時代からすれば、足子の員数は三十人ほど減少していると述べているが、この書状は案ではなく四本商人中宛の正文であり、それが保内商人の手に保管されていることは重要である。丹生川太郎兵衛が同文の書状を保内以外の小幡・石塔、沓掛の三本に書き送ったとは到底考えられない。同様に年末詳十二月十六日付の藤田起左衛門尉有久書状（六一号）も「四本各御中」に宛てた「いか式連」の礼状で正文である。四本商人宛の書状が事実上は保内商人宛になっていることが重大である。そのほか四本商人の商業権益について、これを擁護する立場にある武士に宛てた書状正文なども四本商人中（保内商人）に転送され保管されている。

就山越之商人中へ御要脚之事、保内へも可被申之由聞風聞存候、則致披露候處ニ、保内之事者、為山門領間被除候、其外三本へ被懸仰事候、此旨可被成御心得候、恐々謹言、

十一月十五日

（九里隆員）

（花押）

柴原殿

御宿所

この書状（六三号）は守護六角氏の重臣九里隆員が保内上四郷のひとつ、柴原郷の地侍柴原氏（六角氏の被官と推定される）に宛てたもので、守護が四本商人へ賦課した要脚を、保内が山門領との理由で免除され、他の三本へ賦課せよとの守護六角氏の指示を伝達したものである。山門領といえは小幡も同様であるが、免除の対象とならなかった。ここに守護六角氏の保内商業保護策を見ることができ、九里氏から柴原氏に宛てた書状の正文が保内商人の手に残されている事実は、保内商人が以後四本商人への諸賦課を免除されたという事実を示す証拠書類としてこれを柴原氏から転送され、保管しきったことを示すものであり、加えて他の三本商人より強い権限を山越商売において所持したことの裏付とされたものである。これに類するものとしては、天文・弘治年間の藤田起左衛門尉有久の四本商人宛書状（六一号）と、その藤田有久宛の良秀書状（七〇・七三号）がある。四本商人の委託をうけて藤田有久が物品を良秀に送り、これにたいして良秀は礼状を有久に書送ったのであり、この書状を有久は保内商人に回送し、有久が委託された物品を確実に良秀に渡付したことを知らせたのである。藤田有久宛の良秀書状の正文が保内商人の手に残されたのは、以上のような理由を考えなければならぬ。藤田有久、良秀がいかなる人物かよくわからないが、弘治二年（一五五六）三月十日付の藤田起左衛門宛良秀書状（七三号）に「右趣候間、良秀家中にてもなく、又者良秀折幣も無是□□下候事者、可相止由、四本へ可被申候」とあり、また「從江州無^カ尽^カ期^カ塩^カなとかいに越儀、迷惑由尤候事」とあるところから推測すると、良秀は伊勢国にあって自己の家中（家臣）をもち、しかも良秀の発行した折紙を所持しなければ、伊勢と近江を往反できない由を四本商人へ通達する立場にある人物と思われるから、八風・千草越えの伊勢側の有力土豪と考えてよく、藤田有久も伊勢にあって四本商人の意を代弁し、伊勢国の在地領主などへ山越商業の保護を依頼する立場にあるものと考えてよいだろう。

(8) 商論文書

これには a 保内商人の訴状・陳状の控、b 相論相手が裁判の場合へ提出した訴状・陳状の写、およびその訴状・陳状に添付した証拠書類、c 莊園領主・室町幕府や守護領主の裁決下知状、d 訴訟にかんして守護被官同士で交換された文書や、保内商人に宛てられた文書、e 用途請状がある。

a は当然保管されるとして、b の相論相手が提出した訴状・陳状と、それらに添付された文書についてである。保内側が訴訟を有利に展開するためには、相手の提出した書類全ての写を必要とするは当然であり、裁判進行上、当事者に配布されるのが常道であるが、ともすれば、相手側の提出したものを保内のもものと誤解する場合がある。つぎに掲げる文書などはその典型である。

〔端裏書〕

「五ヶより出 其内八坂」

下 雙巖倉徳祐法師

可令早商買、護袋紙座津町相物以下除諸役等事

右人為勲功之賞、任弘安九年之下文、可令領掌之状如件、以下、

建武四年七月二日

源朝臣 御判

これは足利尊氏奥上署判下文の写（九七号）であるが、端裏書にあるように、五ヶ商人（薩摩・八坂・田中江・小幡・高島南市）のうち、八坂から提出されたもので、八坂商人ないし五ヶ商人の諸商売を保証し、諸役を免除する下文である。形式としては山僧と思われる雙巖倉徳祐法師の勲功を褒賞する内容をとっているが、これが五ヶ商人の

商業權益を裏付ける重要な文書であり、八坂が保管していたことは明らかであり、それ故にこそ裁判の場に提出されたのであった。保内商人と五ヶ商人とは、近江今津から若狭小浜へのいわゆる九里半街道における商品流通をめぐって、文龜二年（一五〇二）、享祿二・三年（一五二九・三〇）の両度にわたって争い、そのさい五ヶ商人側から「護袋・紙座」―呉服・紙の座商業、「津町相物」―湊町での塩合物商業の權益の証拠書類として提出されたのである。したがって、これが保内商人所持のものとする、保内商業のあり方が根本的に異なってくるのである。

相手側の提出した訴陳状の写の典型的なものは、応永三十三年（一四二六）七月四日の日吉大宮神人小幡住民目安案（八〇号）である。目安六か条の第一条目に、

一保内^(巻)対 院宣之間、商人可為惣領之由構申、於商人中、曾所不用之也、被下所 院宣、商人中之惣物也、金柱
官納置宝蔵之處、令粉失^(紛)云々、若有捨拾之儀、雖所持仕候、可為棟領条何事哉、

とあるように、保内商人の院宣所持の理由にたいし、小幡商人が批判を加えているのであり、端裏書に「目安 南谷」とあるように、保内が山門東塔東谷の管轄にあるのにたいして、小幡は南谷の管轄下にあり、保内が写を作成するにさいし、小幡が南谷に提出した目安であることを端裏に書き留めたものと思われる。

このような訴陳の結果、裁定者が裁定を下すのであるが、十五世紀には山門、十六世紀には守護六角氏がその役を果たしている。裁定者の異動の政治的意義については、すでに脇田晴子氏の指摘があるのでここでは省略するが、裁定文書の例をあげ、cの裁決下知状についてふれよう。

〔A〕

就今度横関与保内呉服座相論事、両郷共、依為山門領、以一院之衆議、為落居之處、横関商人等掠、公方奉書申

出、致理不尽沙汰之条、太以曲事也、所詮、無謂上者、何度雖申、不可承引之由、依衆議、執達如件、

寛正四

七月廿六日

東谷

学頭代 (花押)

保内御服商人

(一四四号)

[B]

山門本院東谷領近江国得珍保商人御服役事、依先度横関訴訟、為新儀者、可停止之旨、雖被成奉書、有根本其役處、号新儀、及押妨云々、造意之至招其咎歟、所詮、任先規、可致沙汰段、可被相触候由、被仰出也、仍執達如件、

寛正五

十一月十二日

(布施)
貞 基在判

佐々木龜寿殿

(飯尾)
之 種在判

(一五〇号)

[C]

山門本院東谷領得珍保商人御服役事、先度自横関、依申上候、雖被成御奉書、為造意奸訴之間、所詮、任先規、可致其沙汰段、可被相触候由也、仍執達如件、

寛正五

十一月十四日

幸 信在判

常 栄在判

伊庭六郎殿

(一五四号)

右にあげた一連の文書は横関商人と保内商人との呉服座をめぐる相論の裁決にかんする文書である。Aはこの相論の当事者保内・横関がともに山門領であるところから、莊園領主である山門東谷の衆徒が衆議して、保内に理有りと

裁決して、その旨を学頭代の名において保内御服商人に執達したのである。Bはこの相論にかんして室町幕府が裁決を下したものであり、幕府奉行人連署奉書の形式をとっている。これは横関側が幕府に訴え、一度は横関側に理有りとなし裁決されたが、訴えが偽りであることが露頭し、一転して保内理有りと裁決されたのである。幕府からその旨近江半国守護六角高頼に執達され、同じ日に同内容が山門にも執達されている。幕府からの裁決を六角氏は重臣伊庭貞隆に自己の奉行人の連署奉書で執達したのがCであり、これをうけた伊庭貞隆は、同年十二月四日に横山将監・九里三郎左衛門にたいし、得珍保商人へ下知すべきことを命じている。六角氏の官僚機構を通じての幕府裁決の伝達は以上のようにあるが、一方、幕府裁決をえた山門も同年十一月廿四日に、東谷学頭代の名で「得珍保御服衆商人中」にあて、幕府奉行人奉書、遵行状などの案文を添付して折紙を発している。このように、山門幕府・守護・守護の官僚から発せられた相論裁決に関する文書が保内商人の手元に保管される必然性についてふれたが、それらの文書の作成の経緯を考えれば、保内に残存する相論関係文書が本来、正文であるか、案文であるかの理由もおのずと理解されるであらう。

つぎにdの保内商業にかんして守護被官同士で交換された文書、守護被官が保内に宛てた文書について検討しよう。

[D]

就勢州地紙荷儀、保内商人中書出調進候、則奉行銭請取申候、

能寺 忠行(花押)

九月十五日

(三上士忠)
栖雲軒 貴報

(一七五号)

[E]

保内紙荷折帛錢、度々ニ式千足分、慥請取申候、嚴重之御届尤本望候、種々御馳走祝着候、恐々謹言、

二月十九日

栖雲軒
士 忠 判

(貞隆)
辻村殿

御宿所

(一七七号)

D・Eは永禄二・三年の保内と枝村との紙相論にかんするもので、Dは正文、Eは案文である。D・Eはともに伊勢山越の紙荷について保内商人からの樽代(折紙錢)の請取状である。保内商人の樽代は辻村氏から三上氏へ、三上氏から能寺氏へと献上され、したがって請取状はその逆のコースで発せられたのである。Dのごとく能寺氏(六角氏奉行人)から三上氏に宛てた請取状が正文であるのは、宛名の三上氏が確かに自己を経由して能寺氏に樽代を届けたことを証明するものとして、Dの請取状が正文のまま辻村氏を経由して保内商人に手渡されたものと考えられる。辻村氏は布施淡路入道公雄の被官人と推定され、谷与次とともに守護六角氏の得珍保商業保護策を、守護支配の末端で担っているものである。職務上、辻村氏に集中する保内商業関係文書は、あるものは辻村氏に保管され、あるものは写のみが保内商人に回状されたものである。守護被官から保内商人宛の相論処理にかんする指示文書は枚挙にいとまがないが、年末詳八月七日付の高野瀬家澄書状(五三三号)、年末詳十二月二十一日付の嶋郷孫六直綱書状(五九号)などがそれである。

eの保内商人宛の用途請状についてふれよう。

つれうの事、如本、毎年兩度可有沙汰候也、又雖無市座候、自昔、買売無其煩候間、不能子細候、仍所申沙汰之
狀件、
如

貞和元年三月廿日

得珍保塩売人中

長野

市奉行（花押）

甲良

市奉行（花押）

平方

市奉行（花押）

この市奉行人連署沙汰状（九四号）が改元の月日から偽文書であることは、古く山本幸四郎氏が指摘されているところであるが、偽文書作成の動機は、保内商人が長野・甲良・平方の地域において売買の実績を示し、当該地域の商業の営業権を主張せんとしたところにある。この偽文書は明らかに保内商人が他所商人の座権を奪取するために作成したものであり、商業の相論を有利に展開せんと意図したのである。ここに掲げた沙汰状・請状以外の偽文書としては、保元二年十一月十一日の後白河天皇宣旨案（正文は現在も今堀の日吉神社に保管）があり、応永以降、得珍保商業が既存の座権への侵害を正当化するために活用されたが、保内商人の座権の裏付けとなる文書なるがゆえに、保内商業の管理事務を掌る今堀十禅師権現に保管されたことは、他の保内商業関係文書と同様である。

2 農業関係文書

得珍保は近接する郷々間で惹起した相論の済状の写を所持している。これは相互に近接しているがゆえに無関心で

おられない重要事である。しかも次に掲げる文書は太閤検地が開始されようとする直前のものであり、豊臣秀吉の給人が、当該地域に近接する莊郷に意図的に済状を告知して、郷々間の紛争解決の事例を示したものと考えられる。

(編纂書)
「うつけし」 保内下郷へ

今度鯉江与中野之郷出入相済条々

一 堺目如先規たて可申候之處、不破彦三殿北国へ出陣にて候間、可有御遠慮候、帰陣次第申談、さかいをたて可申候、其間ハ大海道のきわニ在之くねより外へ草茹出し申ましく候事、

一 中野より森村へ出候井水、先規をそむき、相留者在之ハ、きと可申付候事、

一 今度草かり事ニ付て、じあひ仕出し候又三郎、ちくてんいたし候間、私宅放火仕候、彼者見合ニ可被仰付候事、
以上

天正九

三月廿八日

太田又介(カ)

運 在判

成田弥左衛門尉

重政 在判

鯉江御給人

御下代中

(六号)

これは鯉江と中野との郷界、灌漑用水についての争いを太田、成田という秀吉の給人が裁定し、また草茹場を侵害した者の処分を、鯉江の給人に通告したものである。鯉江は別名を森村といい、鯉江、中野ともに愛知川北岸に展開する村であり、得珍保下郷(野々郷)からすれば愛知川を狭む遙かの対岸という位置にある。従来、この済状案の

中野を保内下郷の中野村と誤解して保内中野村にかんする相論済状であるため、保内に保管されたと考えられたが、そうではない。鯉江・中野にたいする秀吉給人の施策を近在の郷々に知らしめるために配布されたものが、野々郷にも伝えられ保存されたのである。その意味で領主支配関係文書としてもよい。

〔端裏書〕
「性全告文并百姓連署状」

〔小脇〕

〔庄〕

〔連〕

おわきの彦太郎男、親の左近太郎入道性金ニ中をたかひ候て、保内をうせ候事、廿余年ニ及候、たとひ彼彦太郎男非儀をふるまい候とも、保内惣しやうニもちい候ましく候、若いつわり申候ハ、日本国中大小権現、殊伊勢天照大神、くまのゝ権現・山王廿一社・八幡大菩薩御罰可罷蒙候、仍起請文状如件、

応永卅五年閏三月廿日

小今在家彦太郎男親

左近太郎入道性金（略押）

中野

馬四郎（略押）

いまほり

馬太郎（略押）

いまほり

左近太郎助（略押）

こほらつか

馬四郎入道教親（略押）

これは（三七号）、父親と仲違いし、二十余年前に保内から逃失した小脇の彦太郎の言い分を保内惣荘は採用しないことを述べ、身内の者としても彦太郎を庇護することはしないとの起請文である。署名者は今在家左近太郎入道性金の縁者と思われるが、縁者が野々郷に散在している点が注目されるとともに、この起請文の正文は保内惣荘の事務を扱う今堀十禅師権現に保管され、その写は保内各郷に回覧ないしは配布されたものと推定される。このように、保内全体に触達されるべき内容——それが荘民側から提出されたものであっても——は、十禅師権現に保存されたので

ある。

保内全体に告示さるべき文書の多くが、荘園領主山門東谷からのものであることは当然であり、先に保内商業にかんする山門の文書についてふれたが、これを除いてここでは田畠にかんするもの、入会地にかんするもの、その他、荘民支配にかんするものについて紹介する。

先度仏田佗事致披露之處、於如法経内者、蛇溝・今堀・柴原郷・中村郷各言段宛、都合四反内、図師帳内式段、

中村帳内式段可除之旨、依衆儀、執達如件、

嘉吉貳年十一月廿一日

学頭代（花押）

得珍保図司一揆中

これは（三五号）「図司一揆中」、すなわち、図師・公文といわれる保内沙汰人に山門東谷学頭代が宛てたものである。保内各郷では村内の安泰を祈って如法経（法華経）を誦する行事があり、そのために如法経田が郷民の寄進や売買によって設定されているのであるが、場合によっては荘園領主は年貢徴収の対象から如法経田を除外し、免田としている。この措置について何か紛糾する事態があったらしく、結果において蛇溝・今堀・柴原・中村（尻無）の各郷に各一反、計四反の如法経田を免田として認定し、図師の帳面から二反、公文である中村氏の帳面から二反を除外することを東谷衆徒の衆議で決したというのである。つまり、如法経田を年貢徴収の対象からはずしたことを、現地するに指示したのである。山門学頭代が得珍保図師に宛てた文書の正文が、保内の今堀十禅師権現に保存されているという事実は、荘官が自己に宛てられた文書のうち、如法経田を免田とするというような荘民にとって重大な文書の正文は荘民に移管されたと思われる。図師・公文の両沙汰人は野々郷の惣莊事務（荘民側の）の中心である今堀に

に居住し、³⁾ 莊務を担当していると推定されるので、莊官宛の文書がそのまま十禪師権現へ移管された可能性も否定できな⁴⁾い。

[F]

定 制札

右蒲生野草蒔庭事、任先規、八郷立合^可蒔之、作毛又可同之、自然号郷内、近所及違乱、存新儀郷人等在之者、懸六親、堅可成罪科者也、仍所定如件、

応仁二年^{戊子}八月 日

学頭代^{在判}

(三二二号)

[G]

就今度保内おきの野草蒔場出入之儀、從双方共、被出候書付、其外被申様輕重一々令分別候、右おきの野之内、^(勝志) 此方ヨリ傍尔相立候、傍尔ヨリ下者、下四郷一円之可為知行、傍尔ヨリ上之分者、柴原与下四郷与可為立合之野者也、仍究所如件、

天正九年

卯月廿一日

布施藤九郎
公保御判

保内柴原郷惣中

同下四郷惣中參

(二七一号)

Fの学頭代の制札は保内八郷(上四郷・下四郷)の入会採草地である蒲生野において、近年、自己の郷内と号して入会地の慣行を破る郷民にたいし、嚴科に処することを莊園領主の立場で警告しているのである。これにたいして

Gは、野々郷の南、布施郷の地侍で織田信長の被官である布施公保が、野々郷||保内下四郷と、保内上四郷のうち柴原郷（柴原西村、柴原南村、野背村||二俣村）との沖野の採草地の入会をめぐる相論を裁定した文書案である。その内容は下四郷側に有利に裁定されている。正文は文書の性格からいって、保内下四郷||野々郷と、柴原郷とに各一通が保管されていたはずであるが、現在、案文しか見出すことはできない。この文書は、今堀十禅師庵室に当然保管されるべきものであることは、上述してきたごとくであるが、この文書案と同文のものは、中野共有文書、中野の灰谷家文書、蛇溝区長持回り文書、小今在家端庄左衛門旧蔵文書の中に見えるところから、元禄八年（一六九五）の布引山系長谷野の野々郷各村への分割のさいに過去の慣行確認のために、野々郷各村へ写を配布したとも考えられるが、中野共有文書、端家旧蔵文書とともに、保元二年十一月十一日の後白河天皇宣旨案、曆応五年四月日の藏人所下文案、天文二十年十一月日の保内商人等由緒書言上状案、天正三年八月十日の柴田勝家折紙案、天正三年八月二十日の加藤次左衛門折紙案、天正九年卯月二十二日の布施公保裁許下知状案、天正九年卯月二十一日の布施公保裁許下知状案、年未詳卯月三日の村田藤二郎方茂等起請文案、文龜元年九月十七日の左京亮高保下知状案、延徳三年十二月十三日の石塔寺商人惣申請文案、天文四年五月二十日の谷太郎左衛門俊光等連署沙汰状案、年未詳八月晦日石塔寺行盛書状案、元禄六年十月二十七日の布施村誓書案、年未詳六角義賢書状案が、いわばセットとなっているところから布施公保の裁定書を含むこれらの文書は、保内下四郷||野々郷各村の共通の利害を裏付ける文書であるとしてよく、今堀庵室所蔵の文書からは、この十四通のうち九通を欠いてはいるが、これらの文書は本来すべて今堀庵室に保管されるべきものであったと考えられる。

つぎに保内下四郷の検田関係文書についてふれよう。

〔H〕

野方畠成田新開之事、段別耆斗五升宛可備進仕、不作之時者、如元（升腕力）、参宛以大角豆致其沙汰由、名々管領之方百性等、以預歎申入之間、大略可有子細不之由、依衆議、令下地所也、仍狀如件、

永和四年十月一日

案文
函師（花押）

（二三号）

〔I〕

巳七五丁六反大四十五分

得珍保野方算田目錄

嘉吉二年戌
九月十七日

合

今堀

大 北井川
東ヨコ路

三百分

三百分

小

三百分

（後略）

若法師

衛門二郎

兵衛三郎

馬五郎

衛門二郎

平内

（三一九号）

〔J〕

い上七町九反三百廿分

得珍保野方算田取帳 嘉吉二年
九月十八日

合

十八日

令堀
百分

大卅分

神田

衛門二郎

大卅分

同

藤内

大四十分

介太郎

小四十分

彦太郎後家

三百分

兵衛三郎

(後略)

(四七四号)

且の文書は山門東谷において衆議によって決し、それを学頭代の名において得珍保沙汰人の一人である図師に通告し、図師がこれをつけて案文を作成し、この案文に自己の署判を加えて保内野方¹¹野々郷に通達したのである。「図師(花押)」が奥上にあるのは、そのためである。その内容は、野方において畠を田に地目を変えるときは、反別一斗五升の(米)年貢を備進するが、不作のときは、地目変更以前の畠として取扱い、反別大角豆三升とすることを「名々管領之方百性等」が山門に要求し、山門もこれを承認したというものである。この文書は明らかに野々郷に宛

てたものである。I・Jは嘉吉二年（一四四二）七月頃よりおこなわれる得珍保野方の算田（検田）作業の一環として実施された今堀分の検注を書上げたもので、九月十七日・十八日の両日に柴原郷との境、横道川を起点としておこなわれた検注⁴のリストである。嘉吉二年という時点で保内に検注がおこなわれた意義については、丸山幸彦氏が指摘されているところであるのでここでは省略するが、この算田目録は野方全体の検注の今堀分であるということ、今堀村の文書としてではなく、保内惣荘ないし野々郷管理のものと考えるのが妥当である。

- (1) 仲村研「保内商業の展開過程——小幡・石塔との相論を中心に——」『社会科学』（同志社大学人文科研）第二十三号 一九七七年。
- (2) 仲村研「中世村落文書の読み方 保内今堀村の商人」『歴史公論』第二巻第八号 一九七六年。
- (3) 文明十四年十一月十六日の真乘聖成田地寄進状（四二九号）の田地大の四至に「東函師殿作」とあり、康暦元年十月二十五日の柴原善田地売券（五〇〇号）の田地九十歩の四至に「限南ハツしとの作」とあり、函師が今堀郷内に作職を所有していることがわかり、これから短絡的に函師が郷内に居住していると断定することは危険であるが、下四郷の荘務の中心が今堀にあったことから郷内居住の可能性は大である。なおいえば、谷氏が函師、中村氏が大西氏が公文であったと考えている。

- (4) 吉田敏弘「惣村」の展開と土地利用——得珍保今堀郷の歴史地理学的モノグラフとして——『史林』第六十一巻第一号 一九七八年。

二 惣村 関係 文書

今堀日吉神社文書の惣荘文書の分類についてふれてきたが、次に今堀村独自の文書はつぎのように分類することができる。すなわち、1村掟、2対他郷関係文書、3神事関係文書、4検地関係文書である。

1 村 掟

村掟は大別して(1)村行政の掟、(2)庵室・宮座の掟、(3)商業の掟、に分類することができる。

[K]

定條之事

一 寄合ふれ二度仁不出人者、五十文可為咎者也、

一 森林木なへ切木ハ、五百文宛可為咎者也、
(苗)

一 木葉ハ百文宛可為咎者也、
并くわの木

一 一切初かきハ一ツたるへき者也、
(地)

依衆儀、所定如件、
(議)

文安五年十一月十四日始之

[L]

定今掘地下掟之事

合 延徳元年(巳)十一月四日

一 神仏田納事、大家小家不寄、安室ニテ可納事、
(應)

一 塩増(珠脱カ)雑事ハ、神主可有用意、代ハ惣ヨリ可出候、
(贈)

一 薪(炭)すミハ惣ノヲタクヘシ、

一 へツイニ参タル米、惣へ取候て、惣ヨリ五升、神主方へ可出候、
(巻)

(三六九号)

一惣ヨリ屋敷請候て、村人ニテ無物不可置事、

一屋敷二分不可取事、

一他所之人を地下ニ請人候ハて、不可置候事、

一惣ノ地ト私ノ地トサイメ相論ハ、金ニテすますヘシ、

一惣森ニテ青木ト葉かきたる物ハ、村人ハ村を可落、村人ニテ無物ハ、地下ヲハラウヘシ、

一結鎮懸米ハ十月八日可取、

一九月九日米ハ八月八日可取、

(後略)

(三六三号)

[M]

(端裏書)

「けちのとうのにき」

定今堀郷家鎮頭事

右於新座輩、雖為一度、逐出仕之者、依其座次第、可来頭指之者也、仍衆儀之評定如斯、

永徳三年癸亥正月 日

又九月九日頭 可准先之

一かうか谷の神田、九日頭人方可渡之者也、

一左近次郎家鎮頭事、

右於当頭勤仕之者、依。非分頭之間、後年廻合時、可立之者也、

永徳三年关正月四日

(勳力)
勤之写

(三五七号)

[N]

(端裏書)
「夏中之置状」

一 聖之間并夏中之常住物日記

一 椀半一具折敷一足在之、若此内分失之時者、当聖如元可弁進者也、若相違之時者、請人之可沙汰者也、

一 夏中間之味噌(贈)・米等、其余之有者、斫足ニ成、器物等可買者也、

一 又聖のかわりめに、ひくつ(父應)五きん・油二合、当聖之手仁可渡者也、

右所定如件、

宝徳三年十一月六日

村人等定所如件、

(三二七号)

[O]

定證状之事

一 カチニハ其一代駄荷之アツカイ不可有、背此旨仁躰ハ、惣庄に可被取、於泊市町、此掟不可相違、仍而定所如件、

卯法師

右馬五郎 (略押)

四郎太郎 (略押)

若衛門入道

子、左近三郎 (略押)

(三七三号)

K・Lは村の行政にかんする掟である。Kは村人集会、山林の無断採取の禁止、入会山林における初生子柿の配分を規定したもので、宮座規定を除く、村落生活の一般的な規定はこのKが初見である。Lは村掟とはいえ、村落生活の規定と、結鎮頭、九月九日頭の負担米の納入期限にみられるような神事にかんする規定とが入り混っている点に特徴がある。Mは永徳三年（一三八三）の結鎮頭、九日頭の頭差の規定であり、頭役に当たった人の神田作職宛行や、堂頭は結鎮頭・九日頭を勤めた人が年をおいてこれを勤むべきことを規定したものである。Nは今堀庵室に常住する聖僧にかんする規定で、第二条は、聖が庵室の備品を紛失したときの弁償についてであり、第三条は、夏の味噌・米の余分を処分して備品を調達することについて、第四条は、聖の交替にさいして新入りの聖に火屑五斤・油二合を村から支給することを規定しているものであり、今堀村の庵室、聖にたいする態度がうかがわれるのである。村人の宗教生活に指導的役割を果たす聖にたいし、村の厳しい姿勢は、惣村の共有財産管理のあり方がいかに重要なものかを知らせてくれるのである。Oは今堀の商人の規定である。この規定は年未詳であるが、十五世紀末から十六世紀前半にかけてのものと推定され、保内商人中の規定を今堀商人に徹底させるものであろう。署名者は全て今堀村人である。「カチ」が生涯駄荷を取扱うことの不可と、違反者はその駄荷を「惣庄」に没収され、商人が出向く泊市町でこの規定の厳守すべきことを通達している。この規定は本来保内惣庄の商人にかんするものであるが、今堀商人の署名があるところから保内惣庄の掟として分類せず、今堀商人のそれとした。

以上、村掟の事列を掲げ、それぞれに若干の説明を付したが、村行政の掟、宮座掟、商人掟という区分は、掟決定の主体が村人（モロト・ムランド）衆であり、村人衆≡宮座構成員であるところから、決定される掟自体にも明確に区分されているという性格のものでなく、Lのように、村落生活全般にわたる規定が盛りこまれており、村行政・宮

座にかんするものが混然として別個の条項となっており、区分に無理があるが、便宜上、掟を三つに分類するのが適當とした。これらの掟の存在は、今堀日吉神社文書のみならず、近江国の惣村文書にきわめて特徴的なもので、共有文書が共有文書として保管されている理由のひとつもここにあると考えられる。

以上、ふれてきた村掟のほか、村掟ではないが、それに準ずる決定がある。たとえば、応永十六年（一四〇九）二月十九日の今堀惣分が山神田の作職を作人某に宛行したものである（五二三号）。山神田の供米一石二斗を日早・風損に遭遇しても納入することを宛行の条件としているが、今堀惣有田にかかわる惣の掟に準ずる規定としてよいであろう。

2 對他郷関係文書

つぎは今堀と他の惣村との関係を示す文書である。得珍保の領域は、上四郷と下四郷とに行政的に区分され、各々の単位で惣村の一定の結合があることは先述したごとくである。下四郷という惣村のまとまりにおいても、結合と対立の矛盾が存在していた。つまり、保内商人という結合形態は、保内下四郷と三屋商人との連合（商業座）であり、この座権を伸張せしめるためには堅固な結束をもってこれに対抗したのであるが、一方で下四郷内部においては、水の権利をめぐり、また上四郷内の足子の所屬をめぐり対立が激化していった。

〔P〕

下大森足子年貢錢四百文之替地ニ、茶畠四畔給候上者、足子之儀、此方へかけくミなく、其方御知行不可有相違候、仍為後日状如件、

天文四年乙未五月十三日

蛇溝郷
南道 祐 （略押）

今堀惣中

まいる

北左 近 (略押)
辻五郎太夫 (略押)
東木戸兵衛 (略押)
北右 近 (略押)

(六六号)

[Q]

此方

商買年貢錢・若狭公事一途之間、相かゝへもつへきよし、広田殿被仰候間、**その分**三あいかゝへ置申候處ニ、へ
ひみそより此方へ来候人、年貢錢少少可取由被申間、**此間へひみそへ**。申合候、雖然、前々のことく、今堀へ

年貢錢可沙汰仕候、可被成其心得候、恐々謹言、

於以後不可有相違候、

内儀

せんきの

九月廿二日

下大森商買衆惣分

二郎兵衛

二石

左衛門太郎

東兵衛

左衛門太郎

千代

尚々へひみそへ申合候て、年貢錢少可取由候間、如此候、
雖然、せんきのことく、其方へ年貢錢可弁候、於以後、さ
おい有へからす候、

今堀へ

(九号)

P・Qの文書は天文二年(一五三三)頃から惹起している事件の決着にかんするものである。すなわち、保内商人を構成する今堀・蛇溝が下大森の足子年貢銭にかんして争ったものである。下大森の足子は本来今堀に從属していたが、いかなる事情か蛇溝に從属して四百文の年貢銭を払うようになった。Pは今堀・蛇溝は田滿解決を図るために、今堀は蛇溝側に年貢銭の替地として茶島四畔を譲渡して、以後、下大森の足子は蛇溝の干渉をうけずに、今堀が支配することになったというのであり、その旨を蛇溝側が確認した請文である。QはPにかんして、下大森商買衆(足子)が、蛇溝へ納入していた年貢銭を、先規のように、今堀へ納入することを誓った書状の控である。このQの書状案で重要なことは、下大森側の書状の控が、いかなる理由で今堀側に残存したのであるかということである。結論を先に述べるとつぎのようになるであろう。すなわち、今堀が下大森にたいして、今堀側に宛てる書状の内容を指示したのであり、そのさい若干の添削が加えられたのである。蛇溝に年貢銭を納入するに至った経緯と、今後、今堀に納入する誓言がこの書状には記されているのであり、宛名が「今堀へ」とあるのも、この書状案がいかに今堀によって作成されたことを示す文言であろう。書状案が右のような理由で残されたものとする、今堀は下大森にたいし商業を媒介として、きわめて優位な立場にあることを示すものであり、保内商人を構成する野々郷各村と、上四郷各村の足子との支配從属關係を知る上でこの文書案のもつ意味は大きい。

今堀と蛇溝とは下大森足子をめぐって対立し、和解したことは、以上見てきたごとくであるが、両村は用水路の間

題で相論を繰り返しており、永祿元年（一五五八）にはつぎのような山門の裁定をえている（三九号）。

蛇溝郷野神田地溝之事、号道作、埋之由有注進間、去年役者差下、地下人立合堀明之處、堀重而埋之云々、於事實者、言語道断之次第也、殊年貢錢運上之為田地處、企新儀、可荒造意、不可然者也、所詮如先規、可致其沙汰、
菟角違乱儀、不可叶旨、依衆議、下知如件、

永祿元

五月廿日

学頭代（花押）

得珍保今堀郷

惣中

この裁決下知状は今堀側の掘った溝を蛇溝側が埋めもどすという事件について、山門が今堀側に有利に裁定したものである。したがって、今堀に正文が残っているのは当然である。得珍保を構成する村々相互の紛議について山門が裁定している点は重要である。というのは、保内商人にかかわる商論の裁定にかんしては、寛正四年（一四六三）と同六年の横関との呉服相論のさい裁決に加わっているのを最後にして、山門は商論にかんする限り裁決に当たっておらず、代りに守護六角氏がこれに当たっているものであり、そのような政治状況の中でも、得珍保の荘園領主として山門は、保内の村々にたいする裁判権を依然として保持しているのである。とはいえ、現実には保内各村においても守護六角氏は被官を媒介にして不徹底ではあるが村民の掌握をおこない、また戦時においては、山門の認可をえてではあるが、保内諸郷に夫役を賦課するところまでその支配の深化を凶っている状況にある。このような状況の中で、山門が辛うじて裁判権を保持しているのが前掲の文書であると考えられる。

村と村との関係を示す惣村文書の中には、右のような対立関係を示すものだけでなく、協同関係を示すものもあ

る。

目安之趣、畏言上、

右子細者、度々如申上候、当年者、不混自余之年、一向作毛不熟仕候間、御免之事、半分之定下賜候者、可奉存
忝候、

拾月十七日

今堀
御百姓等
蛇溝

進上 学頭代御房

(三六号)

年未詳であるので対立の時点のものが否か不明であるが、農業・商業の面において村相互に一定の矛盾関係にありながらも、他面、新開免については山門にたいして共同して対処していることが注目されるし、また前掲の今堀と蛇溝との溝相論にかんして、学頭代へ五百文の礼金を差出したさいの学頭代宛書状の署名に「今堀蛇溝御百姓等(花押)」とあり、両村が一体となり一つの花押で山門にたいする文書を発信している事実も、対立の側面とともに評価しなければならない。

3 神事関係文書

今堀日吉神社文書のうちできわめて特徴的なものに、十禪師権現の宗教行事にかんする文書がある。そのうち、宮座の掟については分類上、村掟の項で説明したが、ここでは宮座の掟を除く宗教行事関係文書を取り上げ、解説を付すことにする。

(1)直物納状

今堀十禅師の大きな行事に、正月四日の結鎮頭、正月十三日の堂頭、九月九日頭の行事があり、宮座構成員が順次その頭役を果たすことになり、頭役予定者は直物を納入する。

直物次第之事

合永正元年申霜月五日

貳貫文 堂頭丑年請取 道善猿衛門太郎

壹貫陸百文 堂頭刁年請取 北之辰法兵衛四郎

壹貫陸百文 堂頭刁年請取 馬五郎入道

壹貫貳百文 堂頭卯年 道音 岩福

壹貫貳百文 同卯年 三郎兵衛初衛門太郎

壹貫貳百文 九日卯年 右馬二郎

壹貫文 九日 北刁又太郎

壹貫文 堂頭 木戸脇松

(中略)

参百文 ヲトナ成 東道心之衛門太郎

四百文 ヲトナ成 道音左近太郎

伍百文 彥ほし 太郎兵衛子

伍百文 忍ほし 介徳石

伍百文 忍ほし 藪兵衛猿

貳貫文 堂頭 茶や駒石

壹貫文 堂頭 菊太郎衛門子松千代

永正元年申霜月十日

(三二一号)

これは頭役のうち、堂頭、九月九日頭、老人成、烏帽子成の直物の請取状で、十一月五日からはじまり同月十日まで惣が受付けたものである。十一月四日が定例の惣寄合の日であり、ここで宮座を含む村の人事、行政など次年度の方角が決定されるのであり、神田鳥の寄進の日付も十一月四・五日が多いのもこのためである。十一月四日に定められた頭人予定者が各頭役の直物を納入したリストがこれであるが、堂頭・九日頭の額、老人成の額が一定しないのは、次の理由からである。すなわち、一か月前の同年十月七日に、今堀は衆議によって、直物の額を決定しているのである。前掲文書と関係する部分のみを紹介すると、官途成(老人成)は、馬牛飼人の場合は四百文、他は三百文で、烏帽子成は五百文である。また堂頭直物は来年丑年の頭人は二貫文、寅年は一貫六百文、卯年は一貫二百文、辰年以後は一貫文とし、九月九日頭直物は丑年頭人は二貫文、寅年は一貫六百文、卯年は一貫二百文、辰年以後は一貫文と規定されている。これは惣が緊急に金銭を必要とし、二年後、三年後、四年後以降の頭役予定者にたいし直物納入を要請し、納入者には直物額の通減を約束したのであり、永正元年十一月五日から十日にかけての納入者はこの適用をうけたのである。永正元年の場合はやや特別な直物納入の記録であるが、このほか直物納入の記録は多数あり、

近世のものまで含まれている。

(2) 勸進帳

近江国蒲生郡得珍保今堀郷鐘勸進事

合 文明六年^{甲午}十二月十三日 敬白

壹貫文 二十五三昧中 百文 道心坊

五百文^東 衛門 五百文 左衛門^{大良}

三百文^駒 左衛門 五百文^東 左衛門

百文^{蛇溝} 左衛門 百文^{今在家} 左近次良

(中略)

廿三貫文 鐘買代 一貫文 鐘推堂棟上祝

五貫文<sup>番匠作料
釘トモニ</sup> 布 八

五百文 色々買物 一貫 鐘ツルクサリ

(三六二号)

これは今堀十禅師の鐘推堂造築と推鐘の購入費四十四貫五百文のうち、十四貫五十文と米一石を勸進し、勸進に
じて米穀を差出した人の名前と勸進額を記したものであり、推鐘は十年後の文明十年十月二十八日に大工八日市五郎
兵衛、同小工兵衛太郎という鑄物師によって完成している(三六一号)。この類の勸進には、正長元年(一四二八)
十一月十二日の大般若経勸進帳(三十三人、八貫六十四文)(三五四号)、明応六年(一四九七)十月の十羅刹奉加

帳(二百三十四人、但し講を含む、十七貫二百文)(三一六号)、永正元年(一五一二)五月吉日の極楽堂勸進納日記(二三二号)、永正十四年十月十七日の勸進猿楽日記(三七八号)がある。

(3) 神仏事算用状

今堀十禪師の行事のうち、正月の神事のために神主・小使へ惣より支出するリストと、今堀十禪師の本社である坂本の十禪師の行事に、今堀より人足を派遣し、行事に供するために従来から定められた物品と金銭を書上げた算用状があげられる。

〔R〕

今堀より神人足可立之事

合

二百廿文 餅代六前之内五前可立

ハナヒラ十五枚 キリモチ十五 クリ十五

カキヒトクシ カウシ五ツ カミ十枚

二百五十文

燈 米

百廿文

春なし御服

三百文

宿 給

三百文 御服十二月廿二日可立

天文十八己酉年十二月四日

(三四〇号)

惣村文書の性格

[S]

元和六年正月ニ神主へ渡覚

壹斗三升

正月一日御くう(供)

壹斗

四日の御出蔵

壹斗三升

同日 御くう

三斗

三かんせう御くう(御勸請カ)

一升

まとのさんまい(酌) (散) (米)

一升

まとのまへきよう(前) (鑿)

一升

さんまい(散) (米)

二升

いね(稻)

一升

まとのこも(蠶)

一升

のり(海苔)

一斗

かわらけ(全器)

二升

三月すきくわ(鋤) (鋤)

二升

そうめん(素) (麵)

二升

そうめん

壹斗

(雜) 思
ぞうやう

× 七斗

五升ハ

(道) 精録
おひけち

これハ二月四日ニ

(三四四号)

Rに類する神人足算用はこの他に四通、Sの神主・小使渡日記は七通を数えることができ、とくにRの下限は天正十二年(一五八四)で、織豊政権の成立によって、恐らくこれを最後に今堀より神人足の山門派遣は断絶するものと思われる。

(4) 神田島納帳・目録

今堀惣の宗教行事の経済的基礎は、堂頭・結鎮頭・九月九日頭、老人成・烏帽子成の直物と、今堀惣に寄進され、また惣が買得した耕地から納入される加地子年貢であった。耕地の一部は免田島として荘園領主から荘園年貢を免除されたものもある。したがって惣の基本的財産であるがゆえに神田島の目録と、惣への神田島年貢にかんする記録は、きわめて重要な文書、帳簿として取扱われたのである。

[T]

(前欠)

今堀 蛇

大 三郎太郎

今在家 一段

中野 又太郎

今在、厳浄房余小今
半 藤三郎

今在、花王房余
一段ワク 今在家 三郎次郎

今在、
大冊分 三郎次郎

已上四段内 三段借屋免
一段御神楽

右任御書下旨、郷々支配如件、

建武貳亥年十一月十日

公文助近

図師為景(花押)

(五七四号)

U

(素紙)

今堀神田納日記

寛正二年未十一月四日

元邦坊

大 アンノウシロ
大 大舛定

四舛

西松原大舛定

一舛

大 シ、カキノソト

五十文

大 ホコラゴセ 大舩定 四舩

一段 大舩 六舩

三百卅分 一斗

(後略)

(五九〇号ノ(三))

丁は今堀日吉神社文書中で最古の神田注文である。今堀・小今在家・今在家にある今堀十禪師の神田四反が免田として莊園領主から認定されたさいのものであり、十四世紀前半には神田が三か村に散在し、請作人は四か村の者であることが注目される。このような神田の所在から今堀に集中するのが十四世紀後半から十五世紀にかけてであり、惣村の完全な成立がこの時期であることを神田の集中が示している。Uは十五世紀後半の神田納帳であり、名寄形式をとっている。この名寄形式は永祿九年(一五六六)十二月吉日の今堀郷十禪師田畠年貢目録帳(三一七号)にも部分的に採用されているが、その他の今堀の神田納帳では例外的なものである。

一般的には

大舩 小竹原

○中坊熊

徵夫田 開メ さいの口

二百文 百文 六合 おき野 五十文 小河田

道泉
○又左衛門

かんぢやう
五合

○慶立庵

という形式である(五九二号ノ(二))。この神田畠年貢目録や納帳は約三十点があり、今堀の惣村文書の中ではきわめ

て重要な位置を占めており、過去の研究史を見ると、これらの帳簿類を使用し、村民の所有高からその階層を類推するという作業がおこなわれてきた。しかし、脇田晴子氏から、今堀郷耕地のごく一部に過ぎない神田畠納帳の数量的計算から村民の位置づけをすることの不可が問題とされ、これらの帳簿の史料批判を十分おこなった上で使用すべきことを指摘されたのである。脇田氏のこの指摘は、従来無批判にこれらの帳簿を計量分析の材料としてきた研究にあって、警鐘となったものであるが、帳簿類は今堀の惣有財産の重要な部分を占める神田畠のあり方をうかがうことのできる素材であるから、つきにあげる寄進状・売券との関連で郷民生活の諸相を把握することも可能であり、また永禄元年十二月四日の萬日記（五九三号）との関係から、神田畠から納入される米穀・金銭がたんに十禅師権現の諸行事にのみ支出されるのではなく、郷民にたいする貸付利殖、対外的な経費（たとえば水利にかんして市原との交渉費用など）に支出されている事実もあるから、神田畠納帳の分析は、それ自体の分析と、他史料との関連での分析とがあり、それを総合して惣村の多面的なあり方が追究されるべきで、その意味から、今後の研究はこれら帳簿群の分析を急務とするであろう。

(5) 売券・寄進状

今堀日吉神社文書の整理分六二四点の文書のうち約三十四パーセントの二一〇余点が、売券・寄進状によって占められている。

〔V〕

売渡進 私領畠地事

合大四十歩者 但直錢捌百文請取了

在得珍保内いまほりの神前仁在之

四至 限東又太郎畠 限南ほり
限西三郎二郎畠 限北(北)蛇溝河

右件畠地、元者法師丸先祖相傳之私領也、而依有直要用、いまほりの清次郎手仁、永代売渡進處、在地明白也、雖経後々代々、不可有他妨也、仍為後日、為龜鏡(證)依文狀如件、但此畠地仁三年一度は(英)まくたし候(下)へく候、

但本證文二通副進候、

延文四年十一月十四日

法師丸(略押)

名主平内(略押)

(五三九号)

[W]

(端裏書)
「いまほりた大廿分とくふん八斗 みそのますまるとかき」

売渡進私領田地之事

合大廿分者 但直代参貫八百文請取了

在得珍保内今ほり社前在之

四至 限東在聞坊作 限西彦二郎作
限南溝 限北今ほり川

毎年得分八斗御園舛田斗カキ也、公事米廿五文、公方二斗三升、三年一度之浜下、作シ(聽)キ可沙汰物也、

右件田地之元者、衛門三郎先祖相傳之私領也、雖然、依有直要用、幸福庵常住、限永代売渡進處、在地明白美正也、但本證文二通相副了、若是下地違乱煩出来之時者、本物仁五把加利分買返、見合之高質物可被取進者也、後々代々雖経、不可有他之妨者也、仍為後日沙汰之證文之状如件、

永永十四年丁十一月十日

衛門三郎 (略押)

同母 (略押) (六一一號)

〔X〕

売渡進私領田地之事

合大廿分者 直錢四貫二百請取了(文脱)

四至ハ 有本文證

毎年得分八斗ミその舛力き也

右件田地之元者、幸福菴先祖さうてんとゆへとも、ようくあるよんで、いまさと永久之手ニ、売渡進所、明白美正也、本證三通あいそへわたし申候、仍後日文書之状、如件、

幸福庵
祖珍 (花押)

永永十一年十一月廿六日

(六一七號)

Vは延文四年(一三五九)に法師丸が今堀清次郎に今堀神前畠地大四十歩を売った売券、Wは永永十三年(一四〇七)に同所の大二十歩を衛門三郎が幸福庵常住に宛てた売券、Xは永永十一年(一四三九)に大二十歩を幸福庵祖珍が今里永久に売ったものである。今堀日吉神社文書のうちにはVとWとの間の、今堀清次郎が衛門三郎に宛てた売券

ないし譲状は残存していない。Vの売券を今堀清次郎に宛てられるさいに手継証文が二通添付され、Wの売券が幸福庵に宛てられるさいには同じく二通添付され、Xの売券が今里永久に宛てられるさいには三通が添付されている。Aに添付された二通、Wに添付された二通、Xに添付された三通は、おのおのどのような関係にあるか明らかでない。しかし、ごく常識的に考えると、Xに添付された手継証文は、Vと、今堀清次郎が衛門三郎に宛てたもの、Wの三通であろう。その後、今里永久が今堀惣へこの田地を売却したか、あるいは寄進したものと推定されるし、そうでなければ、今里永久より売却ないし譲渡された者が、今堀惣へ売却するか、寄進したものと考えられる。永久より数人の手を経ている可能性もあるが、いづれにしても、この田地が今堀惣の共有田となるにさいして、添付された売券（手継証文）が今堀惣に保管されるに至ったことを示している。次の例がそれをよく示している。

〔Y〕

売渡進私領菜地之事

直錢三貫文請取畢

合式畔者

御服式枚

萬一未進有ハ作ハナサルヘク候、

在蒲生郡得珍保今堀字中垣内之

東千代作 南茶園

限四至

西類地 北類地

右件菜地、元者雖為猿衛門太良先祖相傳之私領、依有直要用、正傳庵永邦御手仁、永代売渡進處、実正明白也、本證文者、類地有之間、不進候也、然上者、雖経後々代々、不可有違乱煩者也、仍為後日支證放券状、如件、

大永五乙酉年十月廿八日

猿
衛門太郎（筆軸印）（五三七号）

〔Z〕

〔錦裏書〕
「如法經寄進状 正傳庵」

奉寄進菜地之事

合二畔者 得分大畔二斗

四至ハ本證文在之

右件菜地、元者正傳庵永邦相傳之私領也、雖然、為後生并、今堀郷如法經仁末代寄進申所実正也、〔追筆〕「提姿品」品經二品可有

御廻廻者也、然間、本證文菅通相副進上者、〔追筆〕「壽量品」於此下地者、違乱煩不可有他妨者也、仍為後日寄進状、如件、

享祿二年己丑三月十二日

正傳庵
永邦（筆軸印）（四三一号）

Yの売券に先だつて、延徳三年（一四九二）十二月十二日に今堀福衛門二郎が三郎左衛門に今堀中垣内の菜地二畔を売却している（五四四号）。この三郎左衛門から猿衛門太郎へ移り（血縁関係者であれば譲状が作成されるが、それは添付されない）、大永五年（一五二五）に猿衛門太郎から正傳庵永邦に売却され、永邦はこれを今堀郷如法經に寄進したのである。

以上のように、売券、寄進状が残存することは、対象物件の田畠が全て今堀惣（十禅師、葉師堂、如法經、道祖神、弓講等）に集中したことの結果であり、したがって、今堀惣の共有するところとなったこれらの田畠や菜地、屋

敷は神田畠目録、神田畠納帳に登記されるのである。

4 検地関係文書

整理分の今堀日吉神社文書のうち、分類番号改二十九号には「検地史料」として十七点の文書があげられている。ほかに未整理分のなかにも数点の関連文書があつて、計二十数点が検地関係文書ということになる。神田畠関係文書については先述したごとくであるが、神田畠は今堀郷耕地の限られた一部であり、これでもって全体を推量することはできないのである。今堀郷の田地にかんする検注については、嘉吉二年（一四四二）九月十六日から二十日にかけておこなわれた算田目録の作成で、五丁六反大四十五歩が登記され、一筆毎に地積と請人名が書き上げられている。中世において荘園領主がおこなった検注の記録は、今堀郷の場合、これを除いてはない。恐らく嘉吉二年以降、太閤検地にいたるまで権力による検田はないと推定される。したがって、嘉吉以降、今堀郷にとって全郷規模の検田は太閤検地を待たねばならないということになる。

今堀郷における検地は、織田信長が天正四年に保内下四郷の堂社領の整理に乗り出し、秀吉は天正十年末頃から準備作業をおこない、同十二年八月十九日から九月二日にかけて検地帳が作成された。しかし、その検地帳は表紙と裏表紙のみが残存して中味は失せている。裏表紙に

天正十二年八月十九日書之也

定

以上式百六十石八斗四升八合か

天正十二年九月二日 床野^(後)弥兵衛ひかへ
指出之時

この検地帳では二百六十石余が今堀村の村高とされているが、今堀村は二百八十石余と二百六十石余の部分に区分され、前者は御給人田中兵部大夫分、後者は御小姓人平井金十郎分であるから、検地帳は平井金十郎分に該当する。この二分轄がその後仙台藩と彦根藩に継承されてゆくものと推定されるが、天正十二年のこの地方最初の検地帳作成時に、今堀村が行政的に二分されていたことは明らかである。この後、十一月十六日には今在家村の検地がおこなわれるから、蒲生郡は初回が天正十二年の秋から冬にかけておこなわれ、第二回が天正十九年であるとしてよい。初回の検地には相当強い抵抗があったことが知られ、秀吉も「今度江州検地出来之百姓等、過半令逃散之由候、如何之子細候哉、然者、去年物成未進分儀、只今令納所事、於難成者、来秋まで借遣候間(後略)」(四六三号)と検地奉行宮木長次・森兵吉に朱印状を送り、今堀惣中も天正十一年十一月十三日、免相、年反錢、升計取の件で訴えが承認されない場合、一味同心して逃散することを申合わせている(四六八号)。豊臣政権が全国に先がけておこなった近江国の検地の姿勢と、これに対応する今堀惣中の態度を数少ない史料から十分読みとることができ、その惣中の対応のあらわれである惣中の連署と署名の仕方から、検地段階の今堀村人の員数やある程度村内における位置を読みとることができるのである。したがって、神田島納帳の類のものなどの土地関係文書と同類に取扱うことができず、検地関係文書として独自の取扱いをするのが妥当と思われるのである。

(1) この文書は少なくとも三通の正文が作成され、一通は宛先の山門学頭代、二通は作成者の今堀と蛇溝とに保管されたはずである。差出人の手元に控でなくて正文を残した理由は、両郷が公的にこれを作成したことを相互に確認する意味をこめたものと見られる。

(2) 中野共有文書、端庄左衛門田蔵文書に、次の文書がある(ここでは中野共有文書を使用)。

当郷社領之事、雖可勘落、氏子等歎之案聞届、返付託、向後聊不可有違者也、仍折稱如件、
(相脱方)

天正三
八月十日

(柴田)
勝家御判

保内下四郷
名主百姓中

当保内下郷堂社領在々之事、雖為少分、納所候て、修理へ令算用候處ニ、村人等連々無謂之由、依歎申、勝家具ニ聞分、則折紙調進候、於
向後、不可有異儀候、為被申候、猶板太郎左可被申候、仍如件、

天正三年

八月廿日

加次左
判

金屋村 中野村・

蛭溝村 破塚村

今在家村

これは信長政權が堂社領という惣村共有田畠の没収を意図したところ、村人の反抗に遭遇し、妥協したことを示すものである(丸山幸彦「荘園村落における惣有田について——近江国得珍保を中心に——」日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』所収一九七〇年)。右に掲げた文書の宛名に今堀村はなく、この文書も今堀日吉神社文書には現存していない。しかし、同文書中に

下四郷堂社領書物也、

天正四

うつしハ在々へ渡候也、

という表書の包紙があり(二八七号)、右の天正三年の文書に類する文書が、今堀日吉神社文書中に存在したことが、ほぼ確認されるのである。

お
わ
り
に

以上、今堀日吉神社文書の整理分を中心に大雑把な分類作業を試みた。それはこの文書の性格を的確に把握し、研

究を能率的かつ効果的に展開するために必須の事柄である。分類は丸山幸彦氏の分類を基礎にして、惣荘関係文書と惣村関係文書に大分けし、各々の内部を細かく分類したのである。

今堀十禅師権現の庵室が保内商業の事務処理をおこなったために、保内商業関係の文書、野々郷_{||}保内下四郷関係の文書が集中したのであり、これがこれが惣荘関係文書のほとんどを占めている。加えて、全くの推定であるが、荘園領主山門東谷の代官である凶師・公文が、今堀に在住した可能性があり、山門よりかれらに宛てられる文書の正文や案文も庵室に移管された形跡がある。以上、述べたところは、多分に得珍保内における今堀の政治的位置から文書の残り方が決定されているということであり、惣荘関係文書の集中の理由もここにあることは確実である。しかし、量の差こそあれ、惣荘関係文書は惣村共有文書の中に残存する。保管の仕方にも各村の個性があるから一概にいうことはできず、今日では惣荘関係文書が消失し、惣村関係文書のみが残存している場合が多いと思うが、私の考えでは、近世初頭ぐらまでは惣村共有文書の中に惣荘関係文書がかなりの部分を占めていたのではないかと推測している。今堀の隣郷で保内下四郷を構成する蛇溝郷の共有文書の中に、次のような折紙が残されている。

小田苜山越商賈之事、往古_々今在家取次申候、又在所_ニ嘉徳も在之申候、然者、今度勢州年貢申付候へ共、一切_ニ不請候間、惣郷中_ニ被取次上申候、向後違乱申間敷候、仍而状如件、

天正六年

十月 日

今在家

惣
在判

保内山越
諸商人中

此書物、天正七年三月廿日今堀を切々被申候間、相渡し候、ひかし兵へ四郎・小兵へ兩人ニ渡し候、

伊三兵衛

甚兵衛

伊右衛門

五右衛門

兵右衛門

甚兵衛

九

この折紙の意味づけについては、かつて報告したことがあるのでここでは省略する。¹⁾注意すべき点は奥書の部分である。すなわち、「此書物、天正七年三月廿日今堀を切々被申候間、相渡し候」とあり、今在家惣より保内山越諸商人中に宛てた文書の正文が、いかなる理由からか蛇溝郷の保管となっていたところ、今堀から文書移管の強い要望があり、今堀東兵衛四郎、小兵衛二人に渡したというのであり、そのさい、文書の写を作成し、それに当時老人衆であったと思われる五人が署名し、その写が残されたのである。今堀が蛇溝に文書の移管を要求したのは、今堀庵室の役割によるものであろうが、今堀庵室に保管される文書やその写が、必要に応じて惣村に保管されていたことをこの事例は示している。今堀庵室に移管されたこの文書の正文は現存せず、われわれは写でこれを知りうるのである。今堀日吉社文書に原本があり、その写が蛇溝郷にあるのは、天正六年（一五七八）八月二十日、御中間若が今堀・蛇溝・破塚地下人中に宛てた書状である。これなどは、今堀から蛇溝と破塚に写が配布されたものと推定できる。

保内下四郷並野々郷の各村が所有する文書は、利害を共通にすることを裏付ける文書であり、それは先述のよう

に、保元二年十一月十一日の後白河天皇の宣旨など十四通であり、この十四通の文書が近世における野々郷七か村の結合の証となっているのである。とくに元禄年間の上四郷との布引山の分割にさいし、効力を發揮したのであったが、中世後期にあつては、惣村独自の文書とともに、惣荘関係文書も重要文書の案文が各村に配布されたのである。

以上、今堀日吉神社文書整理分を分類し、文書の残存理由について考えてきたが、今堀に残存する理由は庵室の所在という特殊な事情もあるが、一般的にいえば、惣村の展開した地域においては、惣荘と惣村との重層性のゆえに、惣荘関係文書と惣村関係文書とが惣村共有の文書として保管され、近世村落においても維持されて現在に伝えられたということになるのである。

- (1) 仲村研「新発見の蛇溝共有文書について」『日本歴史』第三一八号 一九七四年。

〔後記〕 本稿は一九七八年一〇月一八日、京都府立総合資料館における第九回古文書講習会での講演に手を加えたものである。